

求人申込書

フリガナ		シヤカイフクシホウジン ヨクユウカイ				
事業所名		社会福祉法人 翼友会				
所在地		〒 010-0001 秋田 県 秋田 市 飯島新町2丁目9-5				
代表者名		理事長 間山 昭				
連絡先	電話番号	018-857-5335		FAX番号	018-857-5336	
	Eメール					
	担当者	部署	ショートステイみさご	氏名	木元 伊藤	
ホームページ		http://yokuyukai.com				
事業内容・会社の特徴		・介護事業(短期入所生活介護・居宅介護支援) ・保育事業(秋田市4園:ふじ保育・ナーサリーふじ・ナーサリー土崎・ナーサリー小鳥の木) (首都圏4園:ナーサリーつるみ・ナーサリー新井宿・ナーサリー、ナーサリー中野の森) ・学童保育事業				
従業員数		当勤務事業所	23 人	企業全体	270 人	
求人内容	勤務場所	秋田市飯島美砂町5番71号 ショートステイみさご				
	受動喫煙対策	玄関脇に喫煙所有り				
	職 種	介護職員(パート)			※派遣の場合は(派)、請負の場合は(請)を職種名の先に表示ください。	
	年 齢	不問 才～ (省令 号)				
	職務内容	・ショートステイ入所中のお客様への介護業務 食事、入浴、排泄、余暇活動などのお手伝い ・夜勤は2人体制で月4～5回 夜勤は、日勤業務が十分慣れてからOJTに入ります。夜勤業務に不安がある職員は、短時間夜勤(9時間程度)も可能				
	求人数	1 人		学歴(履修科目)	不問	
	必要な経験			定年制	無し	
	必要な資格	介護職員初任者研修終了者、ヘルパー2級 あれば尚可		再雇用	無し	
	求人内容の補足事項	求める人材像 ・未経験であっても一生懸命物事に取り組める人 ・これで良いと思わず、常に変化を求められる人 ・介護のプロになりたい人				
	勤務条件	給 与A	860 円 ～ 977 円			
毎月定期的に支払われる手当B		稼働 手当	60 円			
		資格 手当	30円 ～ 57円 円			
		夜勤 手当 1回	3,000 ～ 4,000 円			
固定残業代C 毎月の賃金 A+B+C		円～ 円				
通勤手当		上限20,000円				
その他の手当		残業 扶養 住宅(規定有り) キャリア段位制度				
賞与		(前年度実績) 年 2 回 計 ヶ月分 特別処遇改善加算手当				
月平均労働日数		日	昇給	年 1 回		
雇用期間		定め有り 6ヶ月 契約更新の可能性 有り		試用期間	無し()	
勤務時間		8:30 ～ 17:30	交替制有りの場合	6:30 ～ 15:30 、 10:15 ～ 19:15		
時間外労働		あり(月平均 5 時間)	裁量労働制	なし・あり(時間働いたものとみなす)		
休憩時間		午前 分・ 昼 60 分・ 午後 分	合計 60 分			
休日		週休二日制 毎週シフトによる		年間休日	115 日	
マイカー通勤		可 (駐車場 有り) (自己負担 無)				
加入保険等		雇用保険・社会保険(労働時間による) 有給休暇 育児・介護等休暇 資格取得支援制度				
住 宅		特になし				
勤務条件の補足事項	6ヶ月経過後年次有給休暇日数 5 日					
選考	選考方法	書類選考 ・ 面接(2～3回) ・ web適性検査				
	面接場所					
	応募書類	履歴書 ・ 職務経歴書				
	採否決定	最終面接から 10 日以内				
(注)該当する項目は○で囲ってください		受理日	2022/10/3		受理番号	01122-10002

様式第1号(第4条関係)

求人票裏面

事業所様記入欄 事業所名 社会福祉法人 翼友会

I 年齢制限について

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、下記のいずれかの例外事由に該当することが必要です。

求人票で、年齢制限をされた場合は、下記の「例外事由」の該当する箇所に丸印をつけてください。

例外事由

- 1号 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 3号のニ 60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

II 青少年の保護について

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択並びに職業能力の開発および向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年9月18日に公布され、同年10月1日から順次施行されていることに伴い、次の点にご留意ください。

① 求人票不受理について

一定の労働関係法令違反があった事業所の求人を一定期間不受理とすることとなります。

② 青少年雇用情報の提供

求人申込みにあたり、次の情報の提供が努力義務となります。

- 1) 募集・採用に関する情報
- 2) 職業能力の開発および向上に関する取組の実施状況
- 3) 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

※詳しくは厚生労働省のホームページより、「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)について」の

「ハローワークでは労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受けません!」をご確認ください。

秋田市移住定住無料職業紹介所